

No.	事業の種類	対象経費	補助率	限度額	備考
1	農地流動化	30a以上の経営面積を有する者又は新規就農者が、5年以上の利用権設定（賃借権）した農用地に係る初年度の経費	10a当たり10,000円以内（認定農業者、または営農団体の長20,000円以内）	実際の経費と、補助経費の低い額を採用	※農振以外も対象 ※一般農家も対象 ※新規就農者とは、就農後5年以内の者をいう（以下 要就農要件）
2	小規模土地改良	農業生産の向上を図るための整備経費	事業費の20%以内（認定農業者40%以内）	200,000円	国及び県の補助対象にならない事業で1事業100,000円以上 ※地元農業委員による意見書の添付が必要（以下 要農委意見書）
		農地を再生するための抜根に係る経費	10aあたり50,000円以内	実際の経費と補助経費の低い額	・要農委意見書
3	遊休農地利活用対策	永年作物（景観作物は除く）の苗木、そば、小麦、大豆及び飼料作物の種子並びに産地資金指定品目の購入に要する初年度の経費	改植20%以内（認定農業者40%以内）、遊休地への作付の場合30%以内（認定農業者50%以内）、中山間地域等における栗の作付の場合50%以内	100,000円	対象農用地が概ね1a以上 ※改植も対象 ※要農委意見書 ※産地資金指定品目とは、南信州地域農業再生協議会が定めた品目をいう ※中山間地域等とは、富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地籍並びに農業委員会が認定した地籍をいう
		3名以上の団体が景観作物の栽培に係る経費	10aあたり50,000円以内	実際の経費と補助経費の低い額	・要農委意見書
4	有害鳥獣防護柵設置	有害鳥獣の農地への侵入防止柵設置に要する経費	資材費の50%以内（3戸以上で共同設置は60%以内）	150,000円（3戸以上の共同設置は設置者数に150,000円を乗じた額）	被害の想定される農地、又はそのおそれのある農地に限定 ※要農委意見書
5	新規就農者住宅支援	新規就農者が村内の住宅を賃貸借する場合の経費	月額10,000円 就農開始後3年間		・喬木村により青年等就農計画が認定され就農していること。 ・対象経費の始期は居住後とし、賃料が月額3万円以上の住宅であること（親族から賃貸借する場合を除く）。
6	帰農塾受講助成	県及びJAが実施する帰農塾受講費用の助成	1戸あたり受講料相当額		受講修了証（写し）の添付が必要
	農業後継者資金利子補給	担い手農業者が農業経営の向上を図るための借入金の償還に係る経費	研修中の2年間と研修終了後の1年間		一人あたりの借入額2,000,000円以下
7	認定農業者育成確保資金利子補給	認定農業者が農業経営の体質強化を図るための借入金の償還に係る経費	利子補給年利0.5%以内、対象期間15年以内		
8	農業用機械リース費用	機械リースに係る経費	10aあたり3,000円以内（3戸以上で共同管理する農用地の場合5,000円以内、5戸以上の営農団体の場合8,000円以内）	実際の経費と、補助経費の低い額を採用する	対象農用地が概ね1a以上（3戸以上は10a以上、5戸以上は20a以上） ※要農委意見書
9	土壌分析等導入支援事業	農業委員会が認定した土壌分析及び堆肥分析並びに施肥設計に係る経費	事業費の50%以内。ただし、送料は除く。	50,000円	・要農委意見書 ・堆肥分析の対象となる堆肥は、農業委員会が認定した堆肥に限る。
10	環境モニタリング機器導入費用補助金	環境モニタリング機器導入に係る経費	事業費の20%以内（認定農業者40%以内）	100,000円	・要農委意見書
11	農業用機械購入補助金	認定農業者又は10a以上農地を所有（賃借）している50歳以上の農業者が農業用機械購入に係る経費	事業費の10%以内	200,000円	・事業費300,000円以上の機械を補助対象とする。 ・車両は農業用小型特殊車両に限る。
12	農業用施設設置費用	パイプハウスの新設及び増設に係る経費（工事費は除く）	設置経費又は設置補助残の20%以内。ただし、認定農業者の場合は30%以内。	300,000円。ただし、認定農業者の場合は500,000円（中山間地域等の場合は1,000,000円）	・要農委意見書 ・いちご栽培等とは、農業委員会が指定した施設栽培品目をいう ・中山間地域等とは、富田、大和知、氏乗、大島及び加々須地籍並びに農業委員会が認定した地籍をいう
13	農作物等災害対策	自然災害を未然に防止するために設置する防風、防霜資材及び保温資材（既に設置した保温フィルム等を重層的に被覆する資材部分に限る）	資材費の20%以内	60,000円	※要農委意見書
14	農作物災害緊急対策事業	村が別に定める自然災害により被災した農作物の緊急防除に要する薬品代	薬品代の4分の1以内		
15	果樹共済加入推進対策	果樹共済に係る共済掛金・賦課金の経費	掛金・賦課金の20%以内	※100円未満切捨	
16	農業経営収入保険加入促進対策	農業経営収入保険に係る掛捨て保険料に要する経費	掛捨て保険料の30%以内	※100円未満切捨	
17	園芸施設共済加入促進対策	園芸施設共済に係る共済掛金・賦課金の経費	掛金・賦課金の20%以内	※100円未満切捨	
18	野菜価格安定対策	野菜価格安定基金積立金の経費	積立金の20%以内	※100円未満切捨	
19	飼養家畜へい獣処理支援	飼養家畜のへい獣処理に係る経費	牛1頭あたり15,000円以内 豚1頭あたり5,000円以内	実際の経費と、補助経費の低い額を採用	※法定伝染病は除く
20	豚熱ワクチン接種支援事業	豚熱ワクチン接種にかかる手数料（家畜伝染病予防法に基づく手数料）	接種手数料の50%以内		・村の住民基本台帳に登録され、村内に居住していること ・豚熱ワクチン「注射申請書」（写し）の添付が必要
21	防霜ファン設置費用	防霜ファンの設置に要する経費	防霜ファンを設置する圃場の面積10aあたり100,000円以内		・千円未満は切り捨て